

病院長の研究実施許可

研究責任医師は、臨床研究を実施するために病院長から研究実施の承認を取得しなければなりません。病院長への実施許可申請は、臨床研究施設事務局を介して行いますので、東京大学臨床研究審査委員会より「承認」の審査結果通知を受領しましたら臨床研究施設事務局へご連絡ください。

【実施許可申請の流れ】

- ① 東京大学臨床研究審査委員会より結果通知（承認）を入手
- ② 臨床研究施設事務局を介して研究実施の許可を申請
- ③ 臨床研究施設事務局を介して研究実施の病院長承認を入手

【申請時の必要書類】

- ・ 東京大学臨床研究審査委員会の「審査結果通知書」※
- ・ 東京大学臨床研究審査委員会での審査資料（承認資料）※
- ・ 実施許可願書（東大臨法様式 1）
- ・ 研究実施体制の確認書

※書類は研究倫理審査申請システムにアップロードしてください。

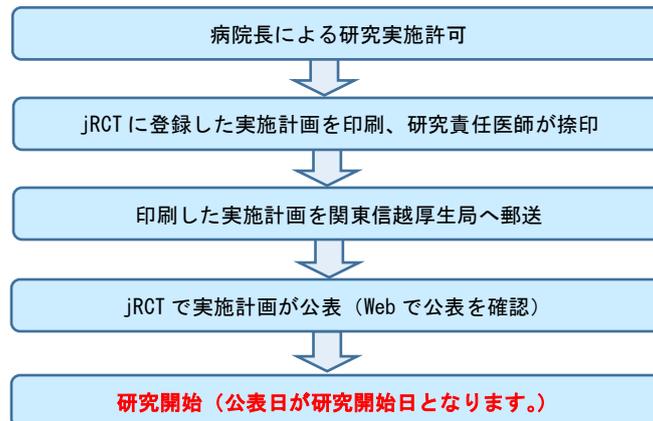


実施計画の提出（jRCTへの公表）

特定臨床研究を実施する研究責任医師は、臨床研究実施基準に基づき、世界保健機関（WHO）が公表を求める事項や研究過程の透明性確保及び国民の臨床研究への参加の選択に資する情報を公開するために、認定臨床研究審査委員会で承認された実施計画を厚生労働省が整備するデータベース（jRCT：Japan Registry of Clinical Trials）に登録します。さらに登録した実施計画を印刷し、関東信越厚生局へ郵送することにより、その研究が jRCT で公表されます。

※jRCTの公表までの手続きについては、臨床研究施設事務局にご確認ください。

jRCTで研究が公表されるまでは、臨床研究を実施することはできません。



<問い合わせ先>

臨床研究施設事務局

TEL : 03-5800-8743 内線 : 34290

e-mail : CReSjimu-tokyo@umin.ac.jp